

## 七 理容所・美容所

### ○管理理容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会の指定について

〔昭和四十四年六月二十五日 環衛第九、〇八二号〕  
〔各都道府県知事宛 厚生省環境衛生局長通知〕

#### 〔改正経過〕

- 第一次改正 (昭和四十七年五月一日環衛第八一号)
- 第二次改正 (昭和四十九年四月一日環衛第六二二号)
- 第三次改正 (昭和五三年三月三日環衛第二二一号)
- 第四次改正 (昭和五六年三月三十一日環衛第五一号)
- 第五次改正 (昭和六三年三月二十五日衛指第六九号)
- 第六次改正 (平成二年一月三日衛指第一九八号)
- 第七次改正 (平成五年一月二日衛指第二三四号)
- 第八次改正 (平成十一年一月八日生衛発第五九号)
- 第九次改正 (平成二十二年三月二日生衛発第四二八号)

理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第十一条の三第二項及び美容師法（昭和三十二年法律第六十三号）第十二条の二第二項の規定に基づき、各都道府県知事が指定する講習会に関する指定基準については、さきに別添のとおり管理理容師資格認定講習会指定基準

#### 第一章 環境衛生関係営業

管理理容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会の指定について

及び管理美容師資格認定講習会指定基準をさだめたところであるが、講習会の指定に当っては、とくに左記事項に御留意のうえ事務処理に遺憾のないようにされたい。

#### 記

- 1 管理理容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会（以下「講習会」という。）の指定手続について  
講習会の指定にあたっては、講習会の主催者から次の事項を記載した講習会指定申請書を提出させるものとする。
  - (1) 講習会の実施要領
  - (2) 講習日程及び講習科目
  - (3) 講習会場の所在地
  - (4) 講師の氏名及び略歴
  - (5) 受講予定人員
  - (6) 受講料
- 2 受講料について  
講習会の受講料は、一万七〇〇〇円を超えない額とすること。
- 3 講習会の実施要領について  
講習会は、別紙1講習会実施要領により適正に運営されるよう、講習会の実施要領を指導されたいこと。

## 別紙1

## 講習会実施要領

## 1 受講資格の確認について

指定基準1に定める受講資格については、免許証の写し及び三年以上業務に従事したことを証する書面（雇傭主等の証明書等）を受講申込書に添付させる等により、主催者においてその有無を確認する措置を講ずること。

## 2 講習会の運営基準

## (1) 講習科目

指定基準に定める講習科目の内容の基準は管理美容師資格認定講習会に関しては別紙2「管理美容師資格認定講習会で行なう講習科目の内容の基準」、管理美容師資格認定講習会に関しては別紙3「管理美容師資格認定講習会で行なう講習科目の内容の基準」のとおりであること。なお、受講後講習科目ごとに受講者よりレポートを提出させ、講習の成果を確認すること。

## (2) 通信講習

別紙2「管理美容師資格認定講習会で行なう講習科目の内容の基準」に定める「公衆衛生学」又は「理学所の衛生的管理」及び別紙3「管理美容師資格認定講習会で行なう講習科目の内容の基準」に定める「公衆衛生学」又は「美容所の衛生的管理」の科目については、それぞれの時間数の四分の一を超えない範囲で、教材を指定し、これにより学習させる通信講習を行うことができること。

なお、通信講習による学習の効果を確保するため、受講者よりレポートを提出させること。

## (3) 講習の期間

講習は、なるべく連続して行なうことが望ましいが、受講者の利便等を考慮し、毎週一日ずつ七ないし八回に分けて行なう等三月以内の期間において実施して差し支えないこと。

## (4) 受講者数

一講師あたり同時に講習を受ける受講者の数は二〇〇人を限度とする。

## (5) 修了証書の交付

講習会の受講を修了した者には必ず修了証書を交付するものとする。なお、出席状況並びにレポートの成績の著しく不良な者等については主催者において修了を認めない措置を講ずるものとする。

## (6) 講習の開催方法等の留意事項

講習会は、希望受講者の受講機会を確保する観点から、少なくとも毎年一回は開催するよう努めること。

当該年度の受講希望者が少数と予想されるため、各都道府県単独の講習会を開催することが困難な場合にあっては、次のアからウの方法又はこれらを併用した開催方法により実施することは差し支えないので、積極的なこれらの方法による開催に努められたい。

また、アからウの方法によっても開催が困難な場合は、エの方

法により、受講希望者に対する受講機会の確保が図られるよう配慮すること。

なお、これらの方法により、受講希望者の受講機会を確保する場合にあっては、関係都道府県及び関係機関等との十分な協力連携により実施するよう留意するとともに、開催日程等の周知についても関係都道府県及び関係機関等において十分に行うこと。

ア 近隣都道府県との合同開催

近隣都道府県と合同で開催する場合は、合同開催に伴う関係都道府県知事の指定を受けること。

イ 管理美容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会の同一講習科目の合同開催

別紙2の「管理美容師資格認定講習会で行なう講習科目の内容の基準」及び別紙3の「管理美容師資格認定講習会で行なう講習科目の内容の基準」の講習科目「1 公衆衛生学」並びに「2 整容所の衛生的管理」と「2 美容所の衛生的管理」については、合同開催による講習を行うことができることとする。

ウ 他の都道府県の受講希望者の受け入れ

受講定員に余裕がある場合には、他の都道府県の受講希望者の受け入れを積極的に推進すること。

エ 近隣都道府県開催の講習会への受講希望者の斡旋

当該年度に講習会を開催できない場合にあっては、近隣都道府県との協力連携により、受講希望者に対する他の都道府県開催の講習会への受講斡旋ができること。

3 その他

(1) 実施状況の報告

講習会が終了したときは、すみやかに次の事項を記載した講習会実施状況報告書を都道府県知事に提出すること。

ア 受講人員

イ 修了証書を交付した受講者の氏名

(2) 名簿の保存

所定の名簿に修了証書を交付した受講者の氏名及び証書番号を記録し、当該名簿を永久に保存すること。

別紙2

管理美容師資格認定講習会で行なう講習科目の内容の

基準

1 公衆衛生学（九時間以上）

- (1) 衛生行政の概要
- (2) 感染症
- (3) 環境衛生
- (4) 精神保健

2 理容所の衛生的管理（三五時間以上）

- (1) 管理概論
- (2) 衛生管理
- (3) 経営管理
- (4) 財務管理
- (5) 労務管理

3 理容技術（四時間以上）

- (1) 理容所における管理理容師の役割
- (2) 接客技術
- (3) 理容技術
- (4) 情報収集と管理

別紙3

管理美容師資格認定講習会で行なう講習科目の内容の

基準

1 公衆衛生学（九時間以上）

- (1) 衛生行政の概要
- (2) 感染症
- (3) 環境衛生
- (4) 精神保健

2 美容所の衛生的管理（三五時間以上）

- (1) 管理概論
- (2) 衛生管理
- (3) 経営管理
- (4) 財務管理
- (5) 労務管理

3 美容技術（四時間以上）

- (1) 美容所における管理美容師の役割
- (2) 接客技術
- (3) 美容技術
- (4) 情報収集と管理

〔別添〕

管理美容師資格認定講習会指定基準

- 1 管理美容師の免許を受けた後三年以上美容の業務に従事した者であることを受講資格とするものであること。
- 2 講習の科目及び時間数は、別表第1に掲げるとおりであること。
- 3 別表第2上欄に掲げる科目を担当する講師は、それぞれ同表下欄に掲げる者であること。
- 4 運営の方法が適正であること。

別表第1

科	目	時間数
公衆衛生学		九時間以上
美容所の衛生的管理		三五時間以上
美容技術		四時間以上

別表第2

科	目	時間数
公衆衛生学	1 医師	
	2 獣医師	
	3 厚生省組織令（昭和二十七年政令第三百八十八号）に規定する国立公衆衛生院において専攻課程の環境コース（正規課程の衛生技術学科を含む。）を修了した薬剤師、歯科医師であつて、衛生行政に三年以上の経験を有する者	

管理美容師資格認定講習会指定基準

管理美容師の衛生的管理のうち美容所の衛生管理  
 医師、薬剤師、歯科医師又は獣医師であつて、環境衛生行政に五年以上の経験を有する者

管理美容師資格認定講習会指定基準

- 1 美容師の免許を受けた後三年以上美容の業務に従事した者であることを受講資格とするものであること。
- 2 講習の科目及び時間数は、別表第1に掲げるとおりであること。
- 3 別表第2上欄に掲げる科目を担当する講師は、それぞれ同表下欄に掲げる者であること。
- 4 運営の方法が適正であること。

別表第1

科	目	時間数
公衆衛生学		九時間以上
美容所の衛生的管理		三五時間以上
美容技術		四時間以上

第一章 環境衛生関係営業

管理美容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会の指定について

別表第2

第一章 環境衛生関係営業

管理美容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会の指定について

一三〇六(一四〇四欠)

<p>美容所の衛生的管理のうち美容所の衛生管理</p>	<p>公衆衛生学</p>
<p>者</p>	<p>1 医師 2 獣医師 3 厚生省組織令（昭和二十七年政令第三百八十八号）に規定する国立公衆衛生院において専攻課程の環境コース（正規課程の衛生技術学科を含む。）を修了した薬剤師、歯科医師であつて、衛生行政に三年以上の経験を有する者</p>